

旧東大阪市・大東市清掃センター新田事業所跡地に関する基本協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と大東市（以下「乙」という。）は、旧東大阪市・大東市清掃センター跡地（以下「跡地」という。）に関することについて、次のとおり基本協定書を取り交わす。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い誠実に本基本協定書を履行する義務を負うものとする。

（目的）

第2条 本基本協定書は、甲が所有の跡地の一部に、乙が所有し、使用しているし尿等下水道放流施設（以下「施設」という。）の敷地の売買及び跡地の活用に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（対象物件）

第3条 跡地の対象物件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）大東市新田境町30番1 宅地 18,590.47 m²（以下「物件1」という。）
- （2）大東市新田境町30番2 宅地 3,119.96 m²（以下「物件2」という。）
- （3）大東市新田境町31番 宅地 13,029.28 m²（以下「物件3」という。）

2 前項に定める物件1及び物件2は別紙1、物件3は別紙2のとおりとする。

（跡地の売買等）

第4条 甲は、施設の敷地である物件2について、乙に売却する。

2 前項に定める売却は、甲及び乙により別途締結する契約（以下「売買契約」という。）をもって行うこととする。

3 第1項の売買代金は、次の各号の額を合算した額とする。

（1）跡地の更地としての評価額

（2）第5項及び第7項の規定による各負担額の差額（甲乙間の債権債務を売買契約締結時点で精算するものとし、平成23年度に甲及び乙の費用負担により一般財団法人関西環境管理技術センターが実施した旧清掃センター新田事業所土壌調査業務報告書（以下「報告書」という。）に基づき算定）

4 前項第1号に定める更地としての評価額は、甲及び乙がそれぞれ鑑定評価した額の平均額（千円未満四捨五入）とする。

- 5 甲及び乙は、汚染物質等処分費用について、報告書に基づき、第8項の負担割合に応じて負担する。
- 6 前項の汚染物質等処分の対象個所は、別紙図面のとおりとする。
- 7 売買契約締結日以降、汚染物質等の処分、その他汚染物質等に関わることについては、物件1及び物件3については甲が、物件2については乙がその一切の責務を負うものとする。
- 8 負担割合は、平成22年10月6日付け、「東大阪市・大東市清掃センター解散後の残務事業に関する協定書」第3条に基づき、甲46%、乙54%とする。

(跡地の活用)

第5条 甲は、売買契約締結後、速やかに物件1及び物件3を有効活用する。

2 前項の有効活用は、物件1及び物件3の賃貸借、売買等に係る契約行為により賃料若しくは売買代金が発生したことをもってなされたものとする。

3 乙は、物件2について、引き続き施設の敷地として活用するものとする。

(売買代金等の支払方法)

第6条 第4条第3項に定める甲への売買代金の支払いは、10年以内の分割払いとする。

2 乙は、前項の支払いに係る債務負担行為について議会の議決を得ることとする。

3 乙から甲への支払いは、甲から請求のあった日から30日以内とする。なお、初年度の支払いに係る請求は、売買契約締結後に行うものとする。

4 乙による甲への分割払いについては、売買契約締結日の属する月の前月末日時点における財務省財政融資資金貸付金利の利息相当分を付して行うものとする。なお、利息相当分の算出は初年度の支払期日から起算し、各年度における支払期日を基準としたうえ日割り計算によるものとする。

(交付金)

第7条 甲は、第5条第2項において、賃貸借を行った場合は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、当該物件に係る交付金を乙に交付するものとする。

2 乙は、前項の交付金の請求について、第5条第2項に定める有効活用がなされたことを基準として行うものとする。

(買戻し)

第8条 乙が施設を廃止もしくは閉鎖するなどし、引き続き他の公共の事業に使用することなく用地を売却しようとする場合は、甲に対して物件2の買戻しについて確認するも

のとする。

(その他)

第9条 この基本協定書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本基本協定の締結の証として本書を2通作成し、記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

代表者 東大阪市長 野田 義和

乙 大東市谷川一丁目1番1号

大東市

代表者 大東市長 東坂 浩一